

「最良執行方針」の改定

(下線部分変更)

新	旧
<p>この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。</p> <p>当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 対象となる有価証券 (現行どおり)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。</p> <p>(1) 上場株券等 当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、P T S (私設取引システム)への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a) (現行どおり)</p> <p>(b)複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、当該銘柄の執行時点において、(株)QUICK社の情報端末(当社の本支店の店頭で御覧いただけます。)において対象銘柄の証券コードを入力して検</p>	<p>この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。</p> <p>当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 対象となる有価証券 (省 略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。</p> <p>(1) 上場株券等 当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、P T S (私設取引システム)への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</p> <p>(省 略)</p> <p>において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b)複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、当該銘柄の執行時点において、(株)QUICK社の情報端末(当社の本支店の店頭で御覧いただけます。)において対象銘柄の証券コードを入力して検</p>

索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取次ぎます。*なお、選定した具体的な内容は、当社ホームページ

（<http://www.secjp.co.jp/>）で掲載するものにおいてお示しするほか、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

当社のシステムを通じたインターネット取引では、注文入力画面に当該銘柄の主市場が自動的に表示され、お客様のご注文を当該主市場へ取次ぎます。なお、お客様のご意思で執行市場を変更される場合には、プルダウンにより表示された他の金融商品取引所市場への変更操作が可能となっております。

(c) (現行どおり)

(2) (現行どおり)

3. 当該方法を選択する理由

(現行どおり)

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

(現行どおり)

単元未満株の取引

単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法

索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取次ぎます。*なお、選定した具体的な内容は、当社ホームページ

（<http://www.secjp.co.jp/>）で掲載するものにおいてお示しするほか、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

当社のシステムを通じたインターネット取引では、注文入力画面に当該銘柄の主市場が自動的に表示され、お客様のご注文を当該主市場へ取次ぎます。なお、お客様のご意思で執行市場を変更される場合には、プルダウンにより表示された他の金融商品取引所市場への変更操作が可能となっております。

コールセンター取引での注文の執行市場につきましては、お客様からのご指示がない場合には、主市場へ取次ぎます。

(c) (省 略)

(2) (省 略)

3. 当該方法を選択する理由

(省 略)

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

(省 略)

端株及び単元未満株の取引

端株及び単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法

<p>、 (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>4 . その他 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>この変更は平成20年9月1日より施行する この変更は平成21年4月1日より施行する</p>	<p>、 (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>4 . その他 (省 略)</p>
--	--